平成２５年（フ）第１４９号
茨城県古河市谷貝555番地５
債務者　加藤　直次
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２００号
岐阜市茜部野瀬１丁目57番地　レオパレスソルティ303号室
債務者　武藤　七恵
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１２号
岐阜市五坪２丁目１番７―35号　ファミーユ田神Ｆ―７号棟
債務者　川口久仁子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９０５号
名古屋市西区五才美町175番地の２　サンピボット五才美301号
債務者　小松美樹彦
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９号
滋賀県東近江市沖野１丁目６番39号　池田マンション103号
債務者　清水　久雄
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１８７号
兵庫県神崎郡福崎町大貫1729番地
債務者　井上美智子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１６号
兵庫県姫路市飾磨区清水77番地田島ハイツ301号
債務者　福田　弘文
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目756番地ＡＲＫ101号、住民票上の住所鳥取県鳥取市叶317番地１
債務者　垣屋　　潤
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
広島県東広島市西条町寺家7401番地６
債務者　馬場　弥生
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６３号
福岡県遠賀郡岡垣町野間５丁目３番10号
債務者　釘尾　昭作
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６４号
福岡県遠賀郡岡垣町野間５丁目３番10号
債務者　釘尾　律子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４９号
群馬県桐生市広沢町１丁目2677番地
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１２４号
三重県四日市市芝田１丁目８番29号　シティハイツ前田１Ａ、前住所三重県鈴鹿市山本町1321番地２
債務者　飛田しづ子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
京都市左京区松ケ崎久土町４番地１　グレース松ケ崎507号室
債務者　前田利嘉子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５０号
京都市左京区下鴨梅ノ木町44番地１　ロジェ下鴨101
債務者　高橋　　茂
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７７号
京都府宇治市木幡中村６　エーデルワイス木幡105号、住民票上の住所京都府宇治市木幡南山15番地の132
債務者　墨谷まゆみ
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係